

カジノ管理委員会政策評価基本計画（第２次）

令和 7 年 3 月 14 日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、カジノ管理委員会政策評価基本計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

第 2 政策評価の実施に関する方針

カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務としている。当該任務を達成するために行う委員会の所掌事務について、政策評価を実施するものとする。

1 政策評価の目的

委員会の所掌事務について、次の目的を達成するために政策評価を実施するものとする。

(1) 国民に対する説明責任

政策評価に関する一連の情報の公表を通じ、委員会が実施する政策の目的、効果等を国民に示すことにより、委員会の活動の透明性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たすことにより、委員会の活動に対する国民の信頼の確保を目指す。

(2) 国民本位の質の高い行政サービスの実現

政策評価の実施を通じて政策を不断に見直し、改善することによって、政策形成能力の向上を図り、国民が求める質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することを目指す。

2 政策評価の方式

委員会において実施する政策評価の方式は、実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いるものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価対象とする政策の特性に応じ、次に掲げる観点を選択し、総合的に評価するものとする。また、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。

1 必要性

- (1) 政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当であるか。
- (2) 行政関与の在り方からみて、当該政策を委員会が担う必要があるか。

2 効率性

当該政策の実施により得られる効果が当該政策に基づく活動の費用等に見合っているか。

3 有効性

政策の実施により、見込まれる政策効果が得られるか、また、実際に得られているか。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性の観点を用いて適切に評価を行う。なお、行政事業レビュー等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で評価を実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。また、対象とする政策の特性に応じ、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度を考慮した適切な手法を用いるものとする。

政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

また、政策効果の把握に際しては、当該政策に基づく活動の実施過程において政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合には、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価対象

法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第6号の規定に基づき、法律又は政令の制定・改廃による規制の新設又は改廃を目的とする政策（以下「規制に係る政策」という。）を対象とする。

(2) 評価方式

事業評価方式を基本とする。

(3) 実施の要領

規制に係る政策の事前評価は、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制に係るガイドライン」という。）等に基づき、個別の施策を所管する課室（以下「施策所管課室」という。）において規制の新設又は改廃の前に実施する。

第6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

(1) 評価対象

本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、次に掲げるものとする。

ア 主要な政策

委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策（イに掲げるものを除く。以下「主要な政策」という。）として法第7条に規定されている毎年度の実施計画において定めるものを対象とする。

イ 規制に係る政策

事前評価を実施した規制に係る政策を対象とする。

(2) 評価方式

(1)アは実績評価方式、(1)イは事業評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いるものとする。

(3) 実施の要領

事後評価は、以下に基づき施策所管課室において実施する。

ア 主要な政策

主要な政策の事後評価は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき実施する。

イ 規制に係る政策

規制に係る政策の事後評価は、規制に係るガイドライン等に基づき実施する。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用することとする。

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

施策所管課室は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設又は改廃等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。

第9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価に関する情報の公表は、原則として委員会のホームページにおいて、次に掲げる事項を掲載することにより行うこととする。

- ① 政策評価基本計画
- ② 政策評価実施計画
- ③ 評価書（政策評価の結果の政策への反映状況を含む。必要に応じて評価書要旨を付す。）

第10 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価に関する事務は、企画課において総括するものとする。また、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、企画課とする。

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

本基本計画については、計画期間内であっても適宜所要の見直しを行うものとする。